

令和6年度第24回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和7年3月21日（金） 午前10時00分 ～ 午前11時27分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】	委員長	池本 誠司
	委員	中込 秀明
	委員	鎌田 晶子
【事務局】	事務局長ほか	10名

4 議 事

傍聴者がいないため、議決事項第1、2、4、5、7～9号及び協議事項第2号について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とするこの決定を省略し、議事を開始した。

議決第1号 「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり改正することを決定した。

改正内容

(1) 試験区分: 職員採用上級試験、試験職種: 一般行政の試験種目に「基礎能力検査」を加える。

(2) 試験区分: 経験者職員採用試験の試験職種に「林業」、「司書」を加える。

議決第2号 「令和7年度職員採用試験の実施について(令和7年度新規実施分)」

令和7年度埼玉県職員採用試験(令和7年度新規実施分)の受験資格、試験日程等について決定した。

議決第3号 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」

組織改正に伴う職の新設、改廃等に対応するため、「管理職員等の範囲を定める規則」の一部を改正することについて決定した。

議決第4号 「給与制度に係る人事委員会規則の改正について」

令和7年4月1日付け組織改正等に伴い、次に掲げる規則の改正を行うことを決定した。

1 改正する規則

(1) 給料の調整額に関する規則等

(2) 管理職手当に関する規則等

2 施行期日等(予定)

公布日: 令和7年3月28日 施行日: 令和7年4月1日

議決第5号 「人事異動等に伴う給与決定に関する承認について」

令和7年4月1日付け人事異動等に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、任命権者から申請のあった次の件の承認について決定した。

(1) 初任給規則第10条第1項に掲げる職務の級及び第18条に基づく号給の決定について(退職派遣等帰任)

(2) 初任給規則第19条に基づく第10条第1項に掲げる職務の級の決定について(昇格)

(3) 初任給規則第26条に基づく第10条第1項に掲げる職務の級の決定について(給料表異動)

(4) 初任給規則第43条に基づく給与の決定について(希望降任)

議決第6号 「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について」

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第43条に基づき任命権者から申請のあった次の件について承認した。

- 1 民間企業等職務経験者の給与の特例実施要領の制定について

議決第7号 「昇任候補者の選考について」

任命権者から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

- 1 昇任候補者数 134人
- 2 昇任予定年月日 令和7年3月31日、令和7年4月1日

議決第8号 「採用候補者の選考について」

任命権者から申請のあった採用候補者について規定に基づき決定した。

- 1 採用候補者数 18人
- 2 採用予定年月日 令和7年3月31日、令和7年4月1日

議決第9号 「転任の承認について」

教育委員会教育長から申請のあった転任について、規定に基づき承認することを決定した。

- 1 転任候補者 4人
- 2 転任予定年月日 令和7年4月1日

協議第1号 「職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則について」

地公法第8条第5項の規定に基づき職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正することについて協議し、了承された。

協議第2号 「給与制度のアップデート等に伴う給与制度に係る人事委員会規則の改正等について」

令和7年2月定例会で審議中の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案が原案どおり可決された場合、条例施行日までの間、人事委員会会議を開く暇がないため、次の1から4までの事項を委員長専決により行うことを協議し、了承された。

- 1 給与制度のアップデート等に伴う規則の改正等
- 2 フレックスタイム制の見直し等に伴う規則の改正
- 3 学校職員の関係規則の改正に係る県教委からの協議に応じ、差し支えない旨回答すること
- 4 給与制度のアップデートに伴う次の申請に対する承認を行うこと
 - ①一般職員の昇給取扱要領の改正について
 - ②民間企業等職務経験者の給与の特例実施要領の改正について
 - ③単身赴任手当に関する規則第5条第2項第4号及び第6号における「職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるもの」について

協議第3号 「埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」

「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の改正に伴い、埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について協議するとともに、令和7年4月1日の施行日までの間に人事委員会会議を開く暇がないため、委員長の専決処分とすることを併せて協議し、了承された。